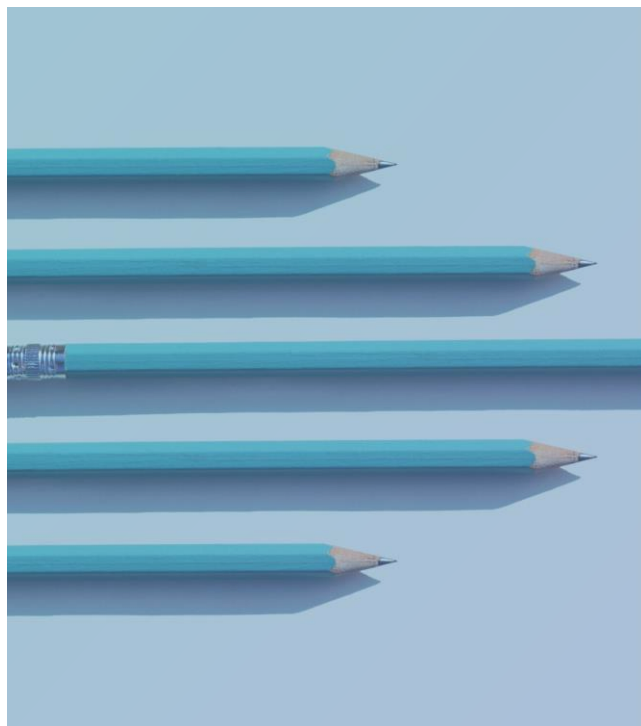


意思決定支援と 個別支援計画

令和3年度
東北ブロック身体障害者施設
協議会職種別（専門）研修会

一般社団法人IGUNAL
代表理事 福地慎治



1

「全国身体障害者施設協議会倫理綱領」より

「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」

「可能性の限りない追求」

「共に生きる社会づくり」

2

本日の話の流れ

- 1) 大切にしたい価値観
- 2) 意思決定支援について
- 3) 個別支援計画について
- 4) さいごに

3



大切にしたい
価値観

4

あなたが対人援助をおこなう中で
大切にしている価値観（考え方）
を教えてください。

5

根と幹と枝葉

枝葉：技術

幹：知識

根：理念・価値観



6

本人の物語を知ること

「昭和55年9月〇日 東京都で出生。在胎38週。〇〇〇〇g。双子の弟として出生。昭和56年 脳性麻痺による四肢体幹機能障害、胸部変形による呼吸器機能障害との診断を受ける。昭和58年4月に宮城県仙台市へ転居。同年7月(2歳10ヶ月)から親子通園への通園を始める。その後、昭和62年4月から特別支援学校入学…」

7

本人の物語を知ること

- 「名前」に込められた両親の願い
- 診断を受けた時の状況
- 両親の思いや家族の関係性
- 本人の発達(身体・社会性・遊び)
- 社会状況(経済・福祉・文化)
- 在胎期⇒乳幼児期⇒児童期⇒青年期⇒成人期⇒壮年期⇒老年期
ライフステージの変化やこれまでのライフイベント(本人と家族)

8

お、かあさんいままで“ありがとう”“どうも”“さ”“い”“ま”“し”“た”
“さ”“え”“て”“く”“れ”“ま”“し”“た”“あ”“り”“か”“と”“う”“ご”“さ”“い”“ま”“し”“た”
す”つとお、かあさんた”い”す”き”で”し”た”お、かあさん
か”ん”は”て”く”れ”た”ね”お、かあさん”あ”り”か”と”ね
お、も”い”て”た”た”ね”お、かあさん”た”の”し”か”っ”た”よ
い”つ”し”よ”う”に”い”て”く”れ”た”う”れ”し”か”っ”た”て”す
お、かあさん”い”つ”し”よ”う”に”い”て”く”れ”て”あ”り”か”と”う
い”ろ”い”ろ”し”て”く”れ”た”あ”り”か”と”う”ご”さ”い”ま”す
お、かあさん”か”ん”は”て”く”れ”た”ね”お、かあさん
あ”り”か”と”う。
す”つ”と”い”つ”し”よ”う”に”い”て”く”れ”た”う”れ”し”か”っ”た”て”す
お、かあさん”あ”り”か”と”う”ご”さ”い”ま”し”た。
か”ん”は”た”ね”お、かあさん”あ”り”か”と”う。
し”ま”ん”と”し”て”あ”り”か”と”う”ご”さ”い”ま”し”た”か”ん”し”て”い”ま”す
そ”し”よ”し”に”い”て”く”れ”て”あ”り”か”と”う。

9

本人の物語を知ること

「個別性」の具現化

これまでを知り、これからを共に歩むこと

ForからWithへ

- 「支援者」と「利用者」が出会った際に無意識に生じる関係性
- 「専門性とは何か？」という問いかけ

支援者

利用者

11

管理・制限・価値観の
押し付け

⇒過度な負担
疲れ
燃え尽き症候群

医療・福祉・教育・行政



あきらめ・依存

患者・利用者・生徒・市民

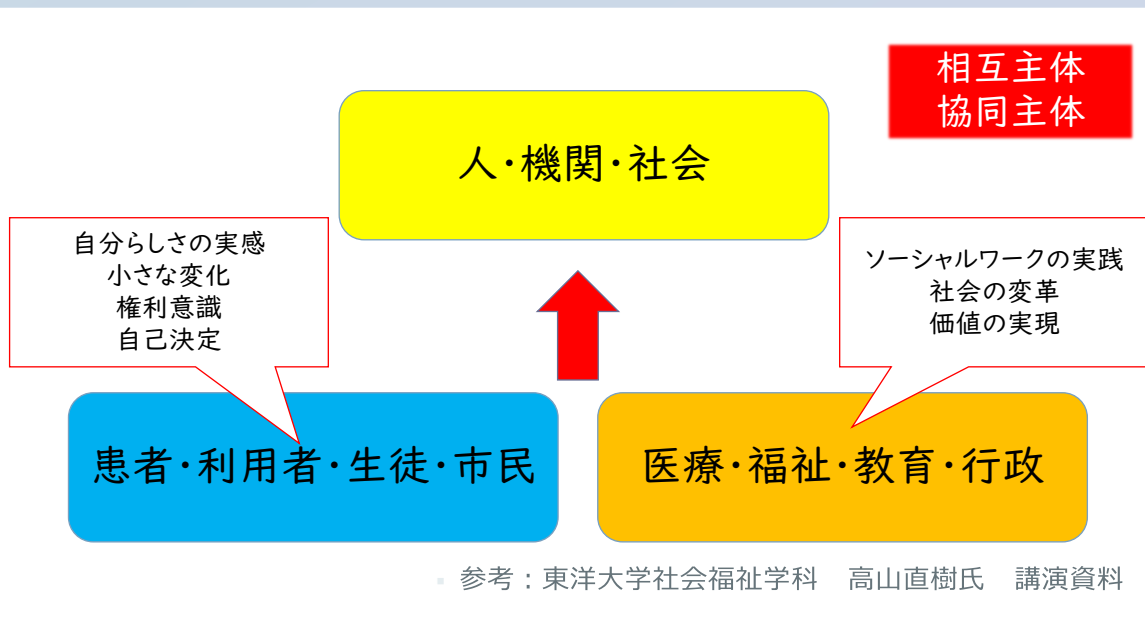
参考：東洋大学社会福祉学科 高山直樹氏 講演資料

12

ForからWithへ

- 「本人の代わりにおこなう支援」は本人の有している力を奪ってしまう可能性がある。
- これまでは「あなたの為に」と言うForの福祉が主流であった。
- 「あなたと一緒に」と言うWithの考え方を知り、実践していく。
- 支援者と利用者が相互主体であり、共に社会へ働きかけを行っていく。

13



14

社会モデル

- 人と環境の関係性（社会モデルの障がい観）
- 本人が有している力とその力を発揮できる環境



15

大切にしたい価値観

- 根と幹と枝葉
- 本人の物語を知ること
- ForからWithへ

16

意思決定支援 について

17

前提となること

- 意思は他者から強制されるものであってはならない。
- これまでの日本の福祉は、障害者=物事を決めることが難しい人として、「代理・代行決定」が主流となっていた。
- 障害者権利条約や障害者差別解消法等に規定された「合理的配慮」の浸透と実践
- どんなに重い障がいのある方も、必ず意思(考えや思い)、感情がある=合理的配慮があることで、「支援付意思決定」が可能である。

18

意思決定と法律との関係性

障害者権利条約 第21条(表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス)
「締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、第2条に定めるあらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。」

日本国憲法 第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。」

19

意思決定と法律との関係性

障害者基本法

第3条「二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

第23条「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利権益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。」

20

意思決定と法律との関係性

障害者総合支援法

第四十二条（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに**、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との**緊密な連携を図りつつ**、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、**常に障害者等の立場に立って**効果的に行うように努めなければならない。」

21

意思決定支援を阻害する要因となり得ること

- 個々の支援員に内省する力が育まれていないこと。
（支援の躓きの原因を利用者のせいにしてしまう）
- 非承認の連鎖
- 集団（チーム）の力を活かさないこと

22

内省

(ないせい～自分の考えや行動などを深くかえりみること)

- ・自分自身の感情
- ・自分自身の認知
- ・自分自身の価値観
- ・自分自身の歩み

23

承認と非承認

承認

- ・相手の反応は、理にかなっており、相手の現在の生活の文脈と状況では理解可能であることを伝えること

非承認

- ・相手の反応は、理にかなっていない、理解、受容できないというメッセージを相手に伝えること
(例:否定・却下・無視・非難)

24

非承認の悪循環

1. 非承認をおこなう環境

2. 利用者自身が主観的に非承認を体験、強化

- ①自分は「ダメだ!」「ダメな人間だ!」としか思えない
- ②周りの人から「ダメだ!」「自分に対してダメだ」と思われているに違いない
- ③自分の気持ちを表出しても無駄だ。

3. 非承認的体験に対応するための必死の努力

- ①辛さに対処するための自傷など
- ②自分の劣等感に対処するための高圧的・攻撃的態度
- ③対人関係での傷つきを避けるための行動(引きこもり、治療拒絶など)

4. 環境からさらに非承認する反応

- ①周囲の人の困難・非承認体験

5. 互いに非承認を増長してしまう悪循環

梁田秀磨氏(せんだんホスピタル)
資料より(一部改変)

25

25

「集団」で生じる事象

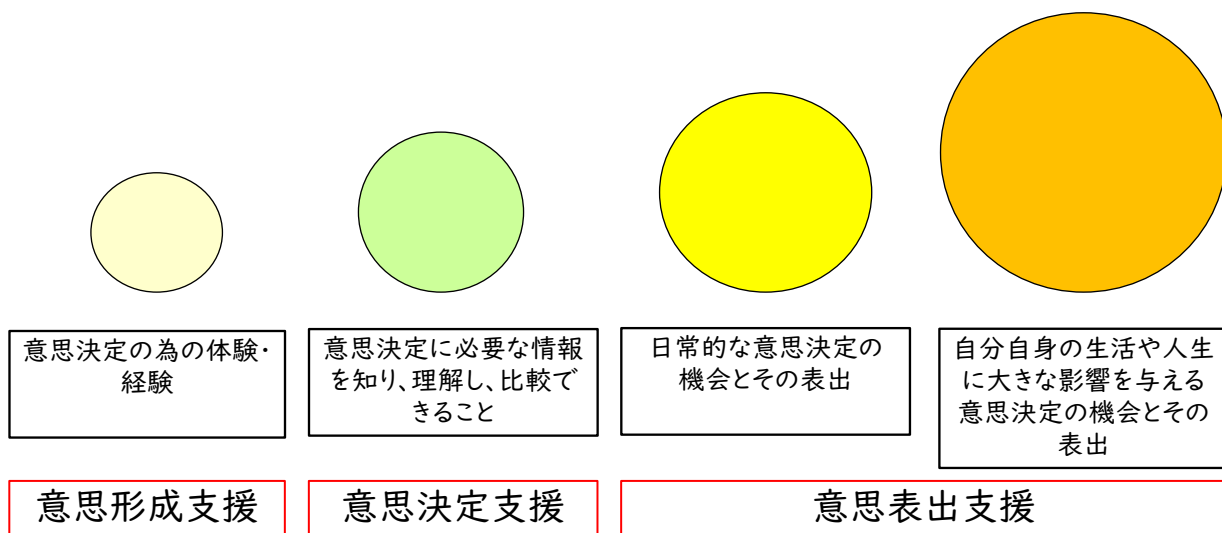
- 個の埋没
- 決定の先送り
- 同調圧力
- 感情のコンフリクト(対立)
- 自分事と他人事
- 声高少数者の影響

「利用者の一人ひとりの意思を尊重する価値観」や「職員のやりがい」を阻害する要因となり得る。

26

意思決定支援の実践

27



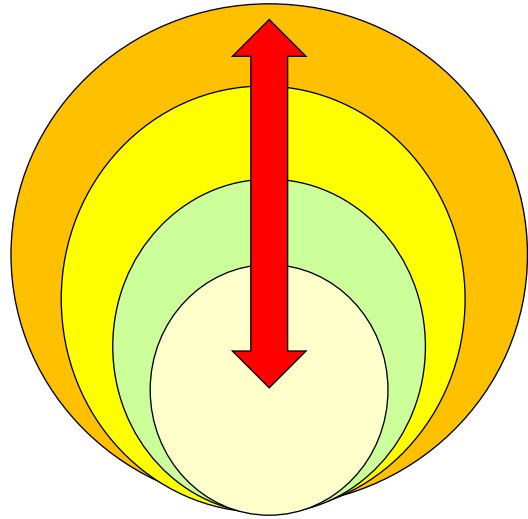
28

自分自身の生活や人生に大きな影響を与える意思決定

日常的な意思決定の機会

意思決定に必要な情報を知り、理解し、比較できること

意思決定の為の体験・経験



意思表示にかかわる合理的な配慮(表出方法・環境の配慮)

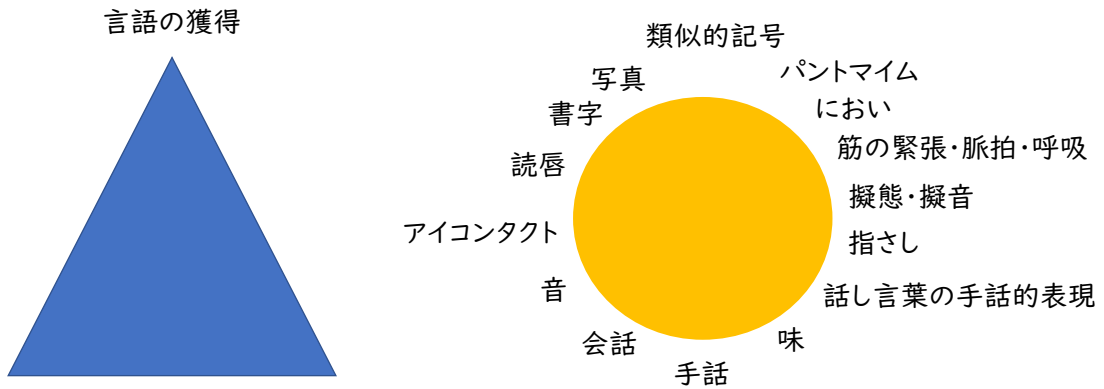
表明した意思や感情、自分自身の存在を受容(承認)される体験

29

コミュニケーションと多様な意思表示のあり方を考える

- 「言葉」の難しさ(語り手と受け手)
- それぞれのコミュニケーション手段を知る(知ろうとすること)
- コミュニケーションに必要な合理的配慮を用いること
- 体調・環境(場所・時間など)との相互性

30



宮城教育大学 菅井裕行先生 講演資料より

31

重症心身障害のある方々の言語活動の難しさ(菅井裕行氏)

⇒係わられ手側の要因

係わり手側の要因

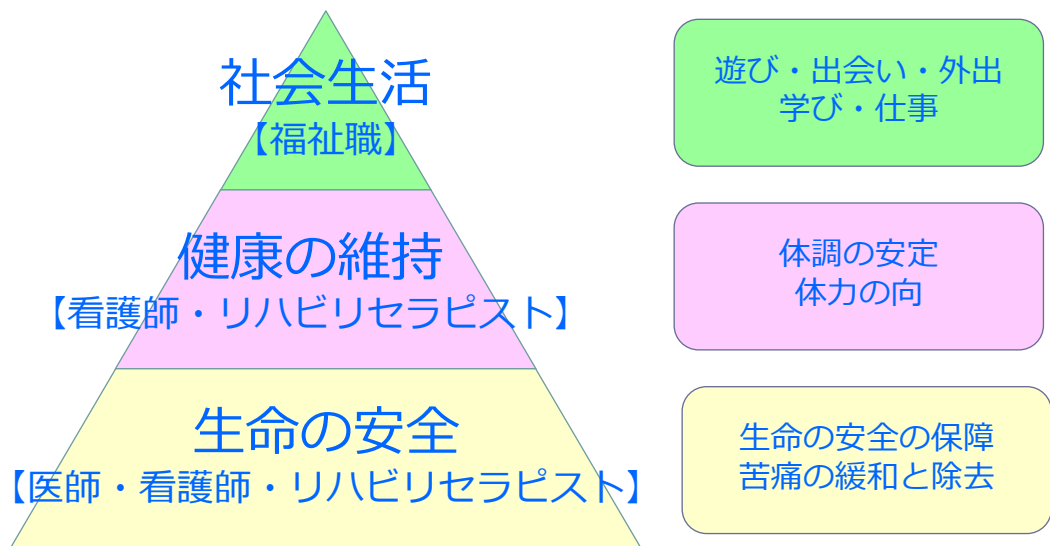
- ・表出の読み取りの難しさ
- ・思い込みや偏見
- ・表出や受け止めの軽視
- ・受容しがたい仕方

係わり手に求められること

- ・相手のコミュニケーションの欲求を高めること
- ・相手に相応しいコミュニケーション手段を用いること
- ・まずは相手の注意に係わり手の注意を重ね合わせること
- ・相手とのコミュニケーションを促す環境づくり

非言語的なかわりが乏しい子どもにおいては、大人のことはがけも低下
(ダウン症児の言語研究 大伴潔2006)

32



出典：平成29年10月14日
 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 公益財団法人日本訪問看護財団主催 資料より
 あおぞら診療所 前田浩利氏資料 西村加筆

33

ともひろさんから学んだこと

- ・多職種連携の中でそれぞれが役割を持ち、本人の生活に何が出来るかを考え、実行することの大切さ
- ・体験や経験を得る為には、地域にある社会資源（人や機関）を可能な限り活用すること
- ・合理的な配慮や共通のツールを用いて、本人の表出方法を模索していくこと（コミュニケーションの多様性）

34

個別支援計画 について

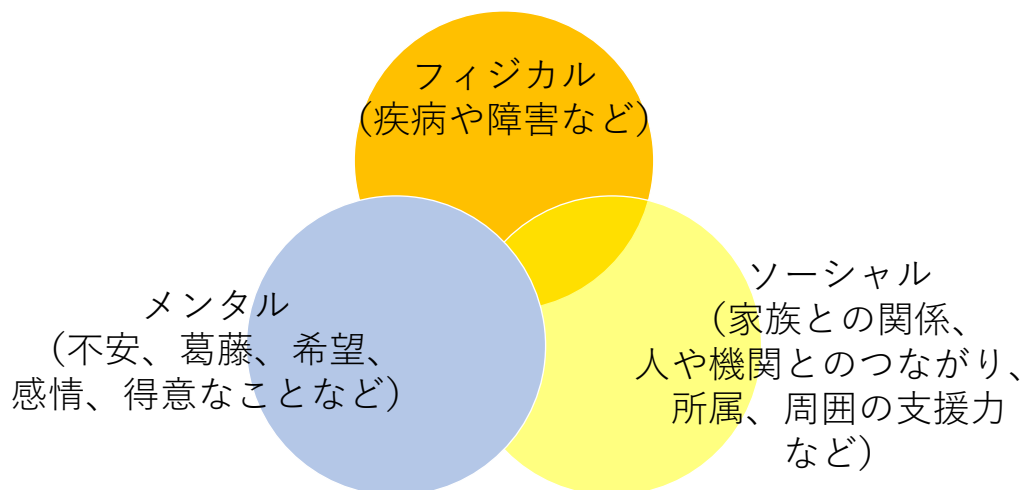
35

個別支援計画のポイント

- 読んで字のごとし「個別性」があること。
- 本人の動機を伴うものであること。
- 本人に説明する際に必要な合理的な配慮があること。
- 目標や支援方法が具体的であること。
- サービス等利用計画との連動性があること。
- やむを得ず身体拘束をおこなう際には、切迫性・一時性・非代替性の根拠と方法が記載されていること。

36

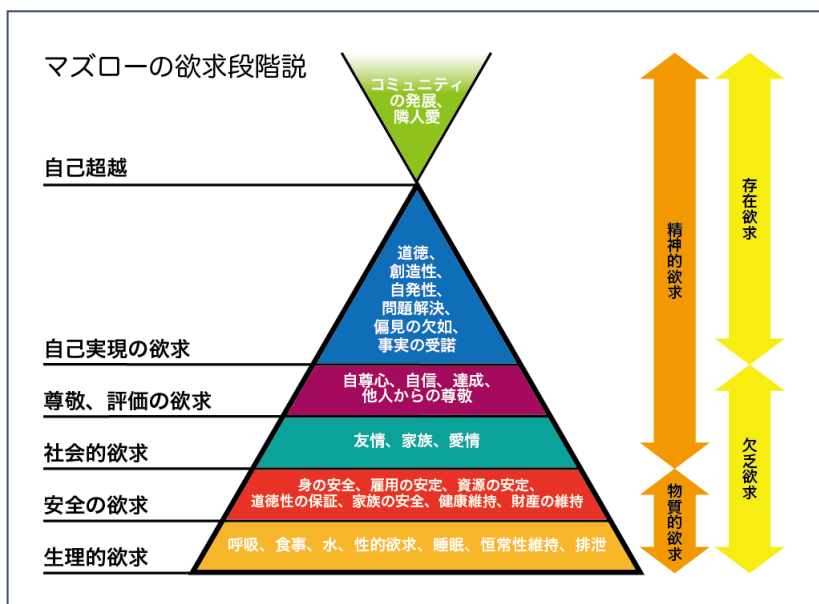
必要な支援を考える3つの視点



参考：近藤直司氏 「アセスメント技術を高めるハンドブック」 (明石書店)

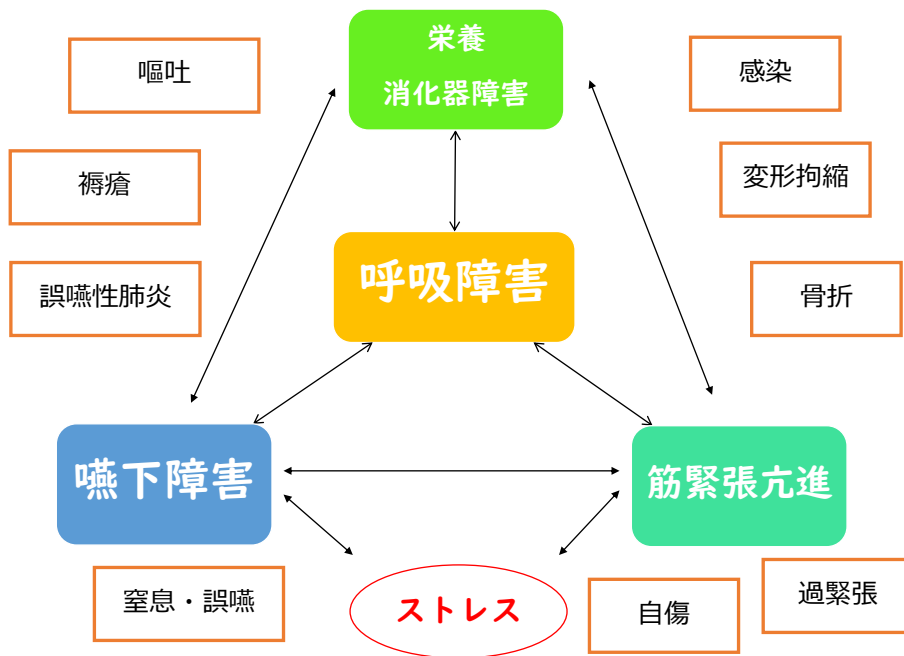
37

マズローの欲求段階説

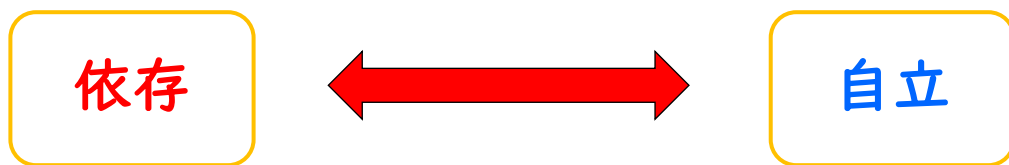


38

38



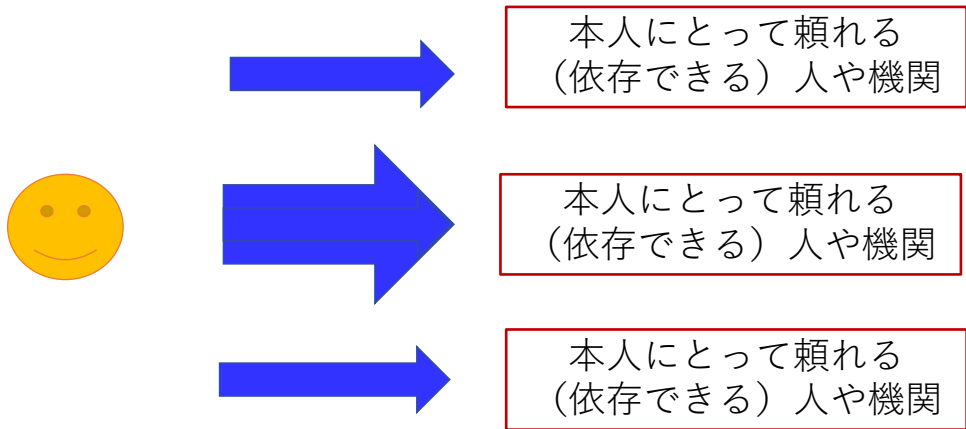
39



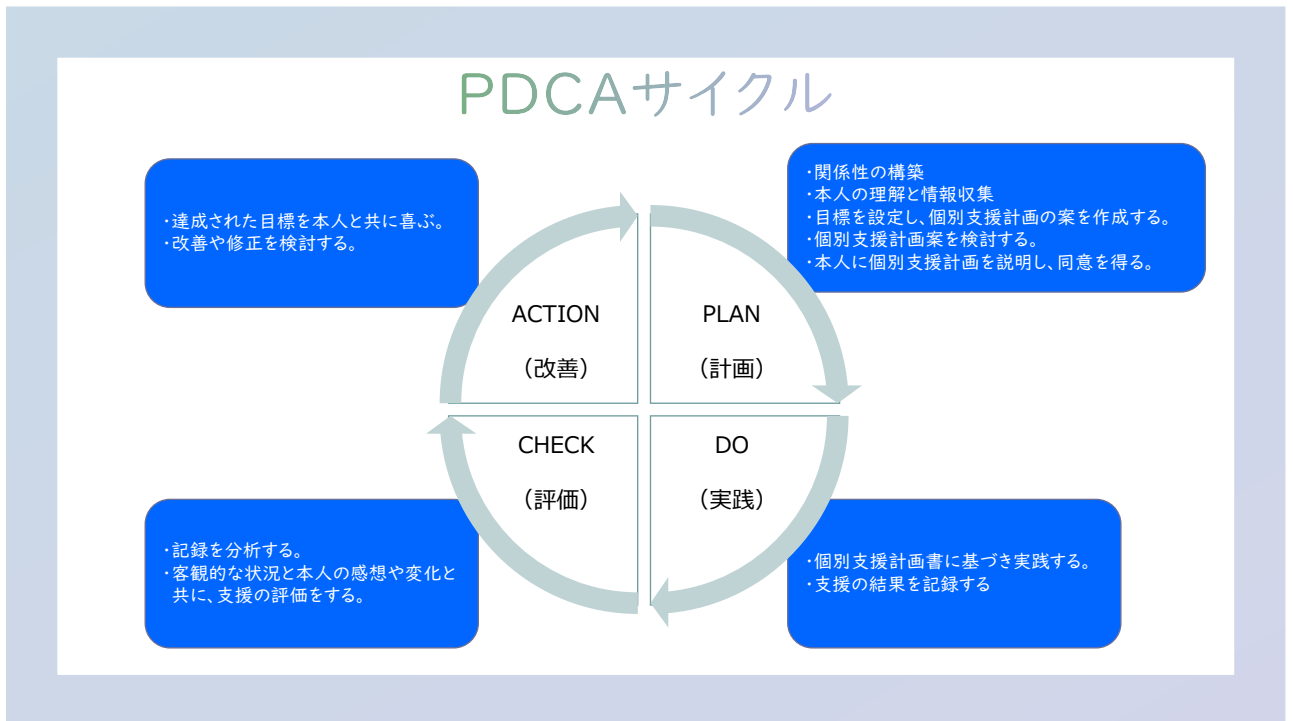
依存：他のものに頼って生活または存在していること。

人の生活は依存により成り立っている。

40



41



42

「個別支援計画」を通して、
本人と共に、意思決定の過程を
歩んでいく。

共に体験し、共にエンパワメントされていく。

43

本人×支援者×環境
＝可能性（潜在的な発展性）

44

個別性を内省力を高める取り組み例

所内の実践報告

- ・個別支援における実践例をまとめる
（自己の支援とその結果の可視化=内省）
- ・配布資料はA4×1枚（パワーポイント資料は作成可）
- ・個々の支援を共有し、事業所の財産とする。
- ・相互の慰労と承認（ポジティブなフィードバック）

45



最後に

46

支援者の君たちへ（野澤和弘氏）

…（中略）できなことは決して恥ずかしいことではない。何もできない自分を認め、恥をかいたり失敗したりすることを恐れないでほしい。自分1人で無力感を抱え込むと、心が重くなってくる。失敗を恥ずかしく思い、隠してしまうと、次に失敗したときにまた隠さなければいけなくなる。心はどんどん重くなり、仕事に対する自信や興味も薄れてくる。

どんな仕事でもそうだが、専門性というのは個人の中に築き上げていくものであり、自己との孤独な対話を通してそれまでの自分を壊したり乗り越えたりしていかないと身につかないものだ。

（中略）

自分が生きていくために障害のある彼らだって必死なのだ。支援者である君が何を感じ、自分のことをどう思っているのかを息を殺すようにしてうかがっているはずだ。自分から支援者を選べないのだから。

うまくいかなかったって、そんな君たちの思いは、きっと通じるはずだ。障害のある彼らと心が響きあう瞬間に感じる<ときめき>のようなものが、専門職としてのやりがいや自信をもたらしてくれるにちがいない。

出典：強度行動障害のある人の「暮らし」を支える（中央法規出版）

障がい者・障がい児
~~≠~~福祉サービスの利用者

自己決定に基づく、
市民としての社会参加

自分自身の援助職としての価値観（根っこ）に栄養を与え続けてください。

福祉事業所の最終的な利益は「利用者の幸せ」であることを意識し、実践を続ける。

その為には、意思決定にかかわる支援と個別支援計画が不可欠となる。

管理者とサービス管理責任者の信頼関係と役割分担が事業所の背骨となる。

障害福祉サービス事業所がその地域にある意義を感じ、地域福祉の循環の中に入っていく。